

平 成 20 年 度
国の施策及び予算に関する提案

平成 19 年 7 月

指 定 都 市

雄彦一一夫宏昭吉友久兼一介郎利治宏

二彦仁彦哉一清郎寿子夫司三一之一浩

四

文克宗啓孝

善康武頼淳敬立忠健

幸次健克茂耕

三基邦貴將昭浩博慎

田原川岡部田田嶋木原本 原田葉橋田

瀬間羽持木代村山井村海高村島田島口

上梅相鶴阿中篠小鈴松榊關木矢秋北吉

畑赤青米鎚藤田杉酒梅内足西前藤中川

長長長長長長長長長長長長長長長長長

長長長長長長長長長長長長長長長長長

市市市市市市市市市市市市市市市市市

議議議議議議議議議議議議議議議議議

幌台いた葉崎浜潟岡松屋都阪戸島九州岡

市市市市市市市市市市市市市市市市市

札幌さ千川横新静浜名京大堺神広北福

札幌さ千川横新静浜名京大堺神広北福

本年４月に地方分権改革推進法が施行され、今後３年以内の地方分権改革一括法（仮称）の制定に向け、地方分権改革の議論が行われております。

地方分権の時代にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを推進していくためには、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、その役割に応じた地方税財源の充実確保が不可欠であり、国から地方への基幹税による税源移譲を進めるとともに、国の関与を廃止・縮減し、簡素にして効率的な行財政制度を確立する必要があります。

指定都市としては、極めて厳しい財政状況の中、各圏域の中核都市としての都市基盤の整備等に加え、国際化、情報化の進展への対応など増大する大都市特有の行政需要に対し、定員の削減や事務事業の見直しによる歳出の節減合理化や税外収入の確保などに、懸命の努力を尽くし対応してまいりました。

今後とも、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、大都市が先駆的かつ先導的役割を果たす

ことが不可欠であり、行財政改革に徹底して取り組み、引き続き厳しい選択を行いながら、少子・高齢化対策や環境問題への対応、都市の再生、安全・安心な都市づくりなどの緊急かつ重要な施策について、積極的に推進していかなければなりません。

国の来年度の予算編成について、非常に厳しい情勢にあることは承知していますが、国から地方への税源移譲・権限移譲の一体的な実施による真の地方分権の実現に向け、指定都市は以下のとおり提案します。

平成20年度国家予算編成にあたり、政府ならびに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

提案事項一覧

国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする地方分権改革ならびに大都市税財源の充実強化について	1
新たな大都市制度の創設について	6
保健福祉行政の充実について	8
教育行政の充実について	15
廃棄物処理事業の促進について	18
環境保全対策の充実について	21
雇用対策について	25
災害対策について	26
大都市交通事業について	28
都市基盤の整備促進について	31
港湾施設の整備促進について	34
住宅対策の充実について	36
上水道事業の促進について	38

国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする地方分権改革ならびに大都市税財源の充実強化について

1 国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする地方分権改革

真の地方分権の実現のためには、国から地方への関与のあり方や国と地方の役割分担を抜本的に見直し、地方が担うべき権限とそれに見合った税源を移譲することが不可欠である。これにより、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供することが可能となる。

しかしながら、これまでの地方分権改革は、平成12年4月施行の地方分権一括法による機関委任事務制度の廃止や、三位一体の改革における3兆円規模の税源移譲が実現したことなど一定の前進はあったものの、「国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る」という地方分権改革の理念とは程遠い「未完の分権改革」であった。

したがって、今後改革を進めるにあたっては、今一度地方分権の理念に立ち返り、地方の自主的・自立的な行財政運営の実現に向け、国と地方の役割分担、地方のあるべき行政サービスの水準、それに伴う国と地方の税源配分や財源保障・財源調整につい

て、国と地方が対等な立場で十分な議論を行った上で、国から地方への税源移譲と権限移譲を一体的に行うべきである。

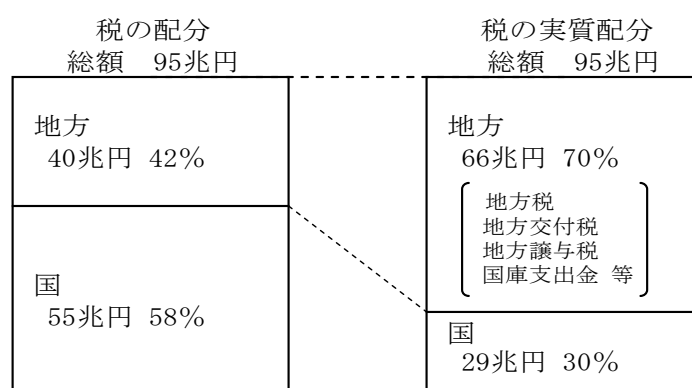
以上のことから、次のとおり、第二期地方分権改革を実施すること。

(1) 更なる税源移譲の実施

地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応するためには、現在、国・地方間における「税の配分」が6：4であるのに対し、「税の実質配分」ではこれが3：7と逆転している実態を踏まえ、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税を国から地方へ税源移譲することにより、国・地方間の「税の配分」を是正し、地方税中心の歳入構造とする必要がある。

この趣旨を踏まえ、「税の配分」を当面5：5となるよう、その具体的な工程を明示したうえで、早期に実現すること。

国・地方における租税の配分状況（平成19年度）



(注) 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

（２）国庫補助負担金の改革

地方分権改革の本来の趣旨に沿って国と地方の役割分担を明確化し、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金を廃止の上、税源移譲を進めること。

その際には、指定都市市長会がこれまでに提言した「廃止すべき国庫補助負担金」等を踏まえるとともに、これまでの改革で行ったような、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

また、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、併せて廃止の上、税源移譲を進めること。

（３）地方交付税の改革

地方交付税は、国の関与や義務付けによる事務事業を含め、地域社会に必要不可欠な一定水準の公共サービスを提供できるようにする、地方固有の財源であり、その改革については、地方からの意見を踏まえ、地方のあるべき行政サービスの水準について十分な議論を行った上で進めること。その際には、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく、双方を重視し、地方財源不足額は、地方交付税の法定率引上げによって解消すること。

また、こうした地方交付税制度の本質論に反し、国による関与や義務付けの見直しを行わないまま地

方交付税総額の圧縮のみを先行させないこと。

さらに、地方交付税の算定基準の見直しにあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築すること。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

(1) 都市税源の拡充強化

圏域の中核都市である指定都市においては、大都市としての機能や特性を十分に発揮してその責務を果たしていくことができるよう、大都市特有の財政需要を抱えていることを十分に考慮して、都市税源、特に消費・流通課税、法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

(2) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

大都市は、国・道府県道の管理その他事務配分の特例により、道府県に代わってこれらの事務を行っているにもかかわらず、所要額が税制上措置されていないうえ、さらに、道府県費負担教職員給与費の指定都市への移管が想定される状況にある。

こうした状況を十分に考慮し、真の地方分権の実現を図るための事務権限に応じた地方税制のあり方を示す第一歩として、道府県から指定都市への税源移譲により、大都市特例税制を創設すること。

3 地方公共団体の財政健全化判断比率の設定等

健全化判断比率の算出方法や判断基準の設定にあたっては、指定都市の実情を十分に斟酌するとともに、財政健全化努力を適切に反映させること。

判断比率の算定式には、大都市特有の財政需要や活用可能な資産などを適切に反映するとともに、判断基準については、全ての地方公共団体に画一的に適用させるのではなく、地方公共団体の種類や権能の差、自主財源比率などの財政力に応じた差を設けること。

新たな大都市制度の創設について

新たな大都市制度の創設

現行の指定都市制度は、50年以上前に「暫定的な措置」として創設されたものであるが、特例的・部分的で一体性・総合性を欠いた事務配分となっている、役割分担に応じた税財源措置がなされていない、道府県との役割分担があいまいとなっており非効率・不経済などの「二重行政」の弊害が生じているなど、大都市自身が大都市問題を十分に責任を持って解決することのできない制度となっている。

第二期地方分権改革や道州制ビジョン策定に向けた議論が活発になされているこの機を捉え、「基礎自治体優先の原則」を徹底する真の分権型社会にふさわしい、自治体の多様性を踏まえた新たな地方自治制度構築の先駆けとして、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、次のとおり新たな大都市制度を創設することを提案する。

- (1) 現行制度のもとでは、指定都市への事務配分は「特例」として部分的に配分されているため、一体的・総合的な行政運営に支障が生じていることから、真に国・広域自治体が担うべき事務以外については、すべて一元的・総合的に指定都市の事

務とすること。

また、国・広域自治体による関与は原則として設けないこと。

- (2) 地域の実情に応じた施策・事業を自主的かつ総合的に実施するためには、事務権限と同時に、それ进行处理するために必要な経費にかかる自主財源が不可欠であることから、指定都市の役割分担に見合う自主財源を制度的に保障すること。

保健福祉行政の充実について

1 生活保護制度の抜本改革の実施

制度創設から半世紀以上を経過し、制度疲労を起している生活保護制度を、時代に即した制度とするため改善が必要である。これまで地方が行ってきた提案の真意を汲み取り、社会保障制度全体のあり方を踏まえた制度の抜本改革を行うこと。

2 児童福祉施策の拡充等

- (1) 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）を着実に実施するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき作成した各都市の行動計画を実効性のあるものにするため、一元的・総合的に次世代育成支援施策を推進すること。

また、大都市が地域の実情に応じて計画的な施策が実施できるよう、必要な財政措置等を講ずること。

さらに、平成19年度から実施されている「放課後子どもプラン」が、全小学校区で円滑に実施できるよう、財政措置をはじめ所要の支援措置を講ずること。

- (2) 児童扶養手当の一部支給停止に係る政令を定め

るにあたっては、事前に幅広く関係者の意見を聞くとともに、母子家庭の生活実態を踏まえ慎重に対応すること。

また、支給停止の方法については、受給者への急激な影響を避けるよう配慮するとともに、政令を早期に発出すること。

- (3) 深刻化する児童虐待に対応するため、児童虐待防止施策の充実とその財政措置の拡充を図ること。また、被虐待児のケアの充実を図るために、児童養護施設等の職員配置基準を改善すること。

3 国民健康保険財政の確立

- (1) 国民健康保険財政の安定を図るため、所要の財政措置を講ずるとともに、地方負担や保険料負担の増加を招くことなく、医療保険制度の一本化を行うなど、安定的で持続可能な制度を構築するための改革を早急に行うこと。
- (2) 保険財政共同安定化事業については、保険者の負担が増加しないよう財政措置の拡充を図ること。

4 介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度見直し後の実施状況を十分に把握し、制度が長期にわたり安定した運営ができるよう適切

な対応をするとともに、制度全般の具体的な運営方針について国民への周知を国においても十分に行うこと。

また、必要な低所得者対策を国の責任において実施するとともに、地方自治体の財政負担が将来にわたって過重とならないよう十分な財政措置を講ずるほか、本制度がより適切に利用される仕組みについて今後とも検討すること。

5 障害者自立支援法等の円滑な実施の確保

平成18年4月から施行された障害者自立支援法による利用者負担については、本年4月から平成20年度まで国による負担軽減措置が講じられたが、平成21年度以降についてもサービスの利用を抑制することにならないよう、国の責任において、障害者本人及びその世帯への影響を検証し、低所得者に配慮した十分な負担軽減措置を講ずること。

また、障害児施設についても福祉サービスと適正な利用者負担のあり方について検証を行い、障害児特有の課題や実情を踏まえた制度設計とするとともに、障害児にとって必要不可欠な療育を提供する障害児通園施設等については、国の責任において、家計への影響を十分に踏まえた負担軽減措置を講ずること。

地域生活支援事業については、移動支援など今後も大きな需要が見込まれる事業が含まれており、地方自治体の事業実施については、現行のサービス水準を低下させることがないよう、必要な財政措置を講ずること。

また、地域の実情に応じた計画的な基盤整備に要する経費、平成19年10月から開始される国保連合会への支払事務委託に伴う電算システムの運用に要する事務経費など、法律の円滑な実施のための必要な財政措置を講ずること。

6 地域保健対策の推進にかかる財政措置の充実

地域保健対策の推進にあたっては、大都市の特殊性に配慮し、その自主性を尊重するとともに、保健所の機能強化などその具体的推進にかかる十分な人材確保に対する支援と財政措置を図ること。

また、大都市における精神保健福祉施策の一層の充実を図るため、医療対策、地域生活支援対策などにかかる制度の充実や地方交付税算定基準の改善により十分な財政措置を講ずること。

7 医師確保対策の推進

小児科・産科などの特定の診療科における医師不足が深刻な状況にあることから、これらの診療科医

師の養成・確保について抜本的な方策を講ずること。

8 大都市における医療提供体制の重点的整備

(1) 救急医療体制の整備促進

大都市における救急医療体制にかかる経費については、初期救急医療体制から救命救急センターに至るまで運営実態に見合うよう診療報酬制度を見直すこと。

また、救急医療体制の整備を促進するため、十分な財政措置を講ずること。

(2) 小児救急医療体制の拡充

小児救急医療を確保するため、小児医療にかかる診療報酬を大幅に引き上げ、実態に即した適正な評価をすることなどを含め小児科医の確保に向けた施策の充実を図ること。

また、小児救急医療支援事業及び小児救急医療拠点病院運営事業に対する財政措置の拡充を図ること。

(3) 地域がん診療連携拠点病院制度の拡充

地域がん診療連携拠点病院の指定について、面積、人口など二次医療圏の実情に応じて、柔軟に病院の指定が行われるよう制度の運用改善を図ること。

また、地域がん診療連携拠点病院において、より

質の高い医療水準を確保するため、「PET－CT」や「粒子線治療装置」など高額な放射線医療機器の整備に対する財政措置の拡充を図ること。

9 市立病院に関する財政措置の充実

救急、高度、特殊医療などの不採算診療部門を受け持つ市立病院の経営の安定化のため、社会保険診療報酬制度の適正化を図ること。

また、電子カルテ等情報化整備に対する財政措置の拡充を図ること。

10 アスベスト健康被害への対応

- (1) これまで公表された情報に加え、アスベストを取り扱ったことのある事業所に関する必要な情報を開示すること。
- (2) アスベストに起因すると考えられる健康被害を受けるおそれのあるアスベスト関連事業所の周辺住民等に対して、継続的な検診体制を整備し、検診費用を軽減する等必要な措置を講ずること。
- (3) 「石綿による健康被害の救済に関する法律（アスベスト新法）」では対象とならない、石綿にばく露したことによって発症する中皮腫、肺がん以外の疾患や法施行後の死亡者の申請についても必

要な補償措置を講ずること。

11 原子爆弾被爆者援護対策における原爆症 認定問題の早期解決

被爆者の原爆症の認定にあたっては、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、高齢化する被爆者の一日も早い救済を図るため、原爆症認定制度に係る問題の早期解決を行うこと。

教育行政の充実について

1 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっての財政措置等

- (1) 義務教育費国庫負担制度については、平成18年度から、小・中学校を通じて国庫負担の割合を3分の1に引き下げる義務教育費国庫負担法の改正が行われた。

その後、平成18年12月の地方分権改革推進法の成立を受け、第二期地方分権改革に向けた取り組みが開始されているが、この中で引き続き制度のあり方等を検討されるとともに、国庫負担制度の見直しにあたっては、地方が教育財源の有効活用を図り、特色ある教育施策を展開するために、地方に負担転嫁することなく、その所要全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。

- (2) 基礎学力の向上と、習熟度別など個に応じたきめ細かな指導を実現するため、公立義務教育諸学校に係る標準法に定める学級編制の標準の引き下げを含めた新たな公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の早期策定、円滑な実施を図ること。その際、副校長、主幹教諭、指導教諭の新設など、今後想定される教員需要にも柔軟に対応できる

計画とするとともに、学習指導上、生徒指導上または進路指導上特別の指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の充実を図ること。

また、「確かな学力」の育成を図るため、小学校高学年における教科担任制の導入のための加配教員を確保すること。

2 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

指定都市立小・中・特別支援学校の教職員にかかる給与費負担の移管については、その所要全額について道府県からの税源移譲が不可欠である。

税源移譲にあたっては、今後急激に増加する退職手当や移管に伴って生じる事務関係費を含めた給与関係費の所要全額を確保するとともに、特別支援学校の設置数に応じた配慮をすること。

また、中央教育審議会の答申を踏まえ、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

さらに、移管にあたっては、早期に実施の時期と全体像を明確にし、準備のための十分な移行期間を設けること。

3 義務教育施設等の整備促進

学校規模の適正化を図り、安全で良好な教育環境

を確保するため、所要額に見合う財政措置を講ずるとともに、非常災害時に対応できるよう学校施設の防災機能強化のための施策の充実を図ること。

なお、今後とも、地方が自主的・計画的に施設整備に取り組むことができるよう、所要全額について税源移譲による財政措置を講ずること。

4 公立大学にかかる財政措置の拡充

教育・文化の興隆と科学技術の発展に大きく貢献する公立大学の教育・研究に必要な諸条件を整えるため、財政措置の拡充を図ること。

廃棄物処理事業の促進について

1 容器包装リサイクル制度の改善

容器包装リサイクル法については、事業者の排出抑制の取組みの促進等、一定の改善が図られたが、分別収集・選別保管は依然として地方自治体が担うこととなっている。拡大生産者責任の徹底、事業者責任の強化を図るとともに、地方自治体と事業者の費用負担・役割分担について、引き続き検討を行うこと。

また、分別基準適合物の再商品化手法については、各地方自治体が選択できるようにするとともに、再商品化手法に応じた引取り品質基準を設けること。その際に、市民の利便性や地方自治体の収集処理工程全体の効率性、費用負担を十分考慮した品質基準とすること。

さらに、3Rに重点を置いた循環型社会の形成を推進し、レジ袋の有料化等による容器包装廃棄物の発生抑制の促進、リターナブル容器の普及促進や製造業者等に設計段階から分別・リサイクルに配慮した仕様を義務付けることを引き続き検討するとともに、改正法にかかる政省令の運用にあたっては、透明性・実効性を確保すること。

2 廃棄物処理施設整備の充実

循環型社会の形成に向けた施設整備事業を円滑に推進するため、「循環型社会形成推進交付金」において、ごみ処理施設等の建屋部分と基幹的施設の機能回復事業及び施設周辺の余熱利用施設等の建設について、十分な財政措置を講ずること。

また、ダイオキシン類削減対策にかかる整備に対する措置を拡充するとともに、跡地への廃棄物処理施設の整備を伴わない廃棄物焼却施設の解体工事についても、十分な措置を講ずること。

3 処理困難な一般廃棄物に対する適正な処理・リサイクルの促進

有害性・危険性などの点から地方自治体による処理困難な一般廃棄物について、その製品の製造段階等において処理過程の安全性を確保するよう製造事業者の責務を明確にするとともに、製造等事業者による製品の引取り及び処理について法的な義務付けを行うなど、拡大生産者責任の考え方に基づく適正な処理・リサイクルを促進するための措置を講ずること。

4 家電リサイクル法の見直し

地方自治体が行う不法投棄された法対象物の回収及びリサイクル費用の負担について、関係業界等に

も一定の負担・責任を課すこと。

また、不法投棄対策の観点からリサイクル費用を製品の購入時に支払う前払い制とすること。

さらに法対象品目については、今後増加する液晶式テレビ及び、衣類乾燥機・電子レンジ等の大型・重量家電を追加し、引取り義務外品についても円滑な引取りが可能となるような仕組みを構築すること。

環境保全対策の充実について

1 市街地土壌汚染対策の推進

- (1) 国は土地所有者の負担能力が低い場合については、基金を通じた助成を行うとしているが、汚染原因者であっても負担能力が低い場合は助成対象に加えるとともに、汚染原因者負担の原則を維持しつつ、基金が有効に活用されるよう、制度の見直しを早急に行うこと。

また、政府系金融機関の融資限度額の割合の増加、償還期間の延長など融資制度を拡充すること。

- (2) 工場と住宅等とが混在している大都市において狭い土地に対応でき、かつ資金力に乏しい事業者が低コストで行える実施可能な処理技術を確立すること。

2 地球温暖化対策の推進

- (1) 地球温暖化対策を推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方自治体の取り組みや地域協議会の運営に対して財政措置を講ずること。

- (2) 省エネルギーの推進を図るとともに、新エネルギーの導入目標を高い水準に設定し、その達成を

図ること。また、省エネルギー・新エネルギーの技術開発及び施設導入促進のための助成措置や優遇措置の拡充を図ること。

- (3) 吸収源対策やヒートアイランド対策として、大都市の中心市街地における緑化推進は不可欠であり、都市緑地法に規定する緑化地域の規制が、防火地域を指定している都心部においても有効となるよう、制度の早期強化を図ること。

- (4) 自動車の一層の燃費改善を図るため、「平均燃費規制」を導入すること。

また、エコドライブ支援装置やアイドリング・ストップ装置の標準装備化を自動車メーカーへ働きかけること。

- (5) エコドライブについて、運転免許取得時や更新時に講習を行うとともに、メディア等を活用した戦略的広報を実施し、国民への周知を図ること。

また、エコドライブの講習・指導ができる人材の育成を図ること。

3 自動車排出ガス対策の推進

- (1) 自動車交通に起因する大気汚染対策を推進するため、使用過程車の規制を強化するとともに、中央環境審議会第八次答申に示された自動車排出ガ

ス規制の早期実施を図ること。

また、自動車NO_x・PM法の車種規制の実効性の確保を図るため、対策地域外においても規制適合車両への転換を推進するとともに、対策地域内への流入車についても規制対象とすること。

- (2) CNG車など低公害車の普及を促進するため、導入及び燃料供給施設整備に対する補助制度の拡充強化を図り、税制上の優遇措置を継続するとともに、有料道路の減免など優遇措置を強化すること。

また、通常車両との価格差の大幅な低減を自動車メーカーへ働きかけること。

さらに、CNG車など低公害車を積極的に使用する事業者等に対して上記以外の優遇・評価制度を講ずること。

4 アスベスト対策の推進

- (1) 特定粉じん排出等作業時にアスベストの飛散状況を施工業者自らが監視するよう、大気汚染防止法に濃度基準となる数値を設定するとともに、濃度測定義務の規定を追加すること。また、併せて迅速かつ正確に大気中アスベスト濃度を測定する方法を検討すること。

(2) 吹付けアスベストの処理方法等に関する技術開発及びコストが低廉な処理技術の普及を図るとともに、すべての建築物における吹付けアスベスト除去等の改善措置に対して、十分な支援措置を講ずること。

(3) アスベスト対策を進めるため目標とすべき生活環境における環境基準を制定すること。

雇用対策について

1 雇用施策の推進にかかる大都市の役割の明確化と必要な財政措置

国・都道府県・市町村が行う雇用施策の重複を避けるため、それぞれの役割分担を明確にし、権限移譲するとともに、必要な財政措置を講ずること。

2 自発的に地域の雇用創造に取り組む市町村に対する適切な財政措置

雇用失業情勢の改善と雇用のミスマッチ解消に向けた取組みをより一層推進するため、自発的に地域の雇用創造に取り組む市町村に対し、適切な財政措置を行うこと。また、地域雇用創造支援事業については、採択要件を緩和するとともにそれに伴う事業費の増額を図ること。

3 雇用保険の被保険者以外の求職者に対する支援施策の実施

求職活動にあたって非常に不利な状況にある雇用保険の被保険者以外の求職者に対して、セーフティネットまたは総合的な雇用対策としての支援施策の実施並びに必要な財政措置を講ずること。

災害対策について

1 震災対策の推進

公共建築物や公共構造物の耐震診断、耐震補強のための改修・改築を一層推進するため、財政措置の拡充を図ること。

また、災害発生時において避難地・防災拠点となる防災公園等の整備を推進するため、必要な財政措置の拡充を図ること。

2 水害対策の推進

(1) 都市型水害対策における、雨水流出抑制策の一層の推進など、河川や下水道をはじめ都市全体で取り組む総合的な水害対策を推進するため、財政措置の拡充を図ること。

(2) 近年、地球温暖化の影響といわれる異常気象により、大規模な浸水被害や洪水被害が多発している。

こうした災害の復旧にあたっては、単に被災前の状況に復する従来の手法だけではなく、抜本的な対策を講ずるとともに、財政措置の拡充を図ること。

また、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を検討すること。

3 総合的な支援体制の充実

- (1) 消防救急無線デジタル化事業は、緊急消防援助隊の円滑な運営を推進するためにも必要な事業ではあるが、指定都市にとっては非常に大きな財政負担であるため、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 災害発生時における、デジタル防災行政無線を含む情報の収集・提供等のシステムの構築などを推進するため、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 被災者は災害の規模に関係なく等しく支援を必要としており、また、生活再建のためのニーズは多様であるため、より多くの被災者の自立的な生活が迅速かつ確実に再建できるよう、被災者生活再建支援法の対象となる被害基準の拡大や被害認定基準・所得要件・年齢要件の緩和、支給限度額の引き上げ、住宅本体の建築費等対象経費の拡大など制度のより一層の充実を図ること。

大都市交通事業について

1 地下高速鉄道等にかかる財政措置

- (1) 地下高速鉄道整備事業費補助制度については、地下鉄建設に対する公的支援の根幹をなす制度であるから、新線整備及びバリアフリー化等を目的とする大規模改良工事に支障をきたすことのないよう、道路特定財源の一層の活用等により、所要の財政措置を講ずるとともに、車両の新造・改修についても補助対象とする等補助制度の拡充を図ること。また、地下鉄の整備・拡充に支障をきたすことのないよう、補助金の10%削減を行わないこと。

ニュータウン鉄道等の整備を推進するため、所要の財政措置を講ずること。また、車両の改修を補助対象とする等補助制度の拡充を図ること。

- (2) 地下駅火災対策施設整備を円滑に推進するために設置する、駅の避難通路及び排煙設備等の工事について、所要の財政措置を講ずること。また、新たな地下鉄道の火災対策の基準により設置等が義務付けされている防火戸等の整備を推進する工事についても補助対象とするよう、補助制度の拡充を図ること。

新たな「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に適合させるため必要となる運転状況記録装置の設置事業及び車両脱線防止対策等について、緊急かつ計画的に事業を推進するため、所要の補助制度の確立を図ること。

- (3) 交通事業の経営基盤の整備及び事業の安定化のため、高金利で借り入れた政府資金・公営企業金融公庫資金にかかる補償金なし繰上償還及び借換について、対象となる企業債をすべて繰上償還できるようにする等、認定要件を緩和するとともに、増額を図る等公債費負担の軽減対策を更に拡充すること。

特に、政府資金についても、公庫資金同様の借換措置等を認めること。

2 バス事業にかかる財政措置等

- (1) 大都市におけるバス輸送の効率化と利用者の利便向上を図るため、カラー舗装化、バスレーンの拡充等のバス優先化対策を推進するとともに、オムニバスタウン整備、バス走行環境改善システム整備等の自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業について、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 環境対策を推進するため、低公害車普及促進対

策事業について、恒常的に道路特定財源を活用するなど、財政措置の拡充を図るとともに、低公害車等の運行・維持管理費についても所要の財政措置を講ずること。

3 公共交通機関のバリアフリー化の促進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく鉄軌道・バスの旅客施設・車両等のバリアフリー化及び鉄軌道・バス共通ＩＣカードにかかる車載器等に要する費用について、財政措置の拡充を図ること。特に、自動車ＮＯ_x・ＰＭ法により車両の更新が増加するノンステップバスの導入にかかる補助金を確保するとともに、音声合成装置やＬＥＤ表示器についても補助対象とするよう、補助制度の拡充を図ること。

都市基盤の整備促進について

1 下水道整備の促進

- (1) 老朽施設の改築・更新、浸水対策、施設の耐震性の向上、合流式下水道の改善、下水の高度処理及び下水道資源・施設の有効活用のための財源確保及び制度拡充を図ること。
- (2) 平成19年度の臨時特例措置となっている高金利対策分の借換債については、対象を拡充のうえ平成20年度についても実施すること。また、平成19年度から実施する補償金なし繰上償還については、対象要件の拡大など制度の拡充を図ること。

2 道路整備の促進

- (1) 社会経済活動の中核をなす大都市において、都市基盤施設である道路整備が未だ不十分であることから、重点的、効率的な道路整備を進めるため所要の財政措置を講ずること。
- (2) 道路特定財源の基本理念である受益と負担の原則に基づき、多額の道路特定財源諸税を負担している大都市に対し、道路整備のための財源の配分を拡大すること。

- (3) 国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課す国直轄事業負担金については、廃止すること。

特に、維持管理費について、本来の管理者である国の全額負担とし、地方負担金を直ちに廃止すること。

3 都市河川整備の促進

近年頻発している都市水害への備えを充実するため、地域住民の生活に密着した都市河川の整備について、所要の財政措置を講ずること。

4 都市公園の整備及び緑の保全・創出の推進

- (1) 「緑とオープンスペースの確保」及び「水と緑のネットワークの形成」のために、都市公園の整備、緑地の保全・育成及び都市緑化の推進について、必要な財政措置の拡充を図ること。

特に、大都市においては、大震火災等に対する安全性の確保等が重要なことから、防災公園等の整備を推進するために、必要な財政措置の拡充を図ること。

- (2) 景観緑三法の目的の実現のために、都市における緑地の保全、緑化推進にかかる税制上の優遇措置のさらなる拡充等、幅広い施策の充実を図ること。

特に、特別緑地保全地区や市民緑地に対する相続税の土地評価にかかる評価減、譲渡所得の控除額引き上げ等、税制上の優遇措置の拡充を図ること。

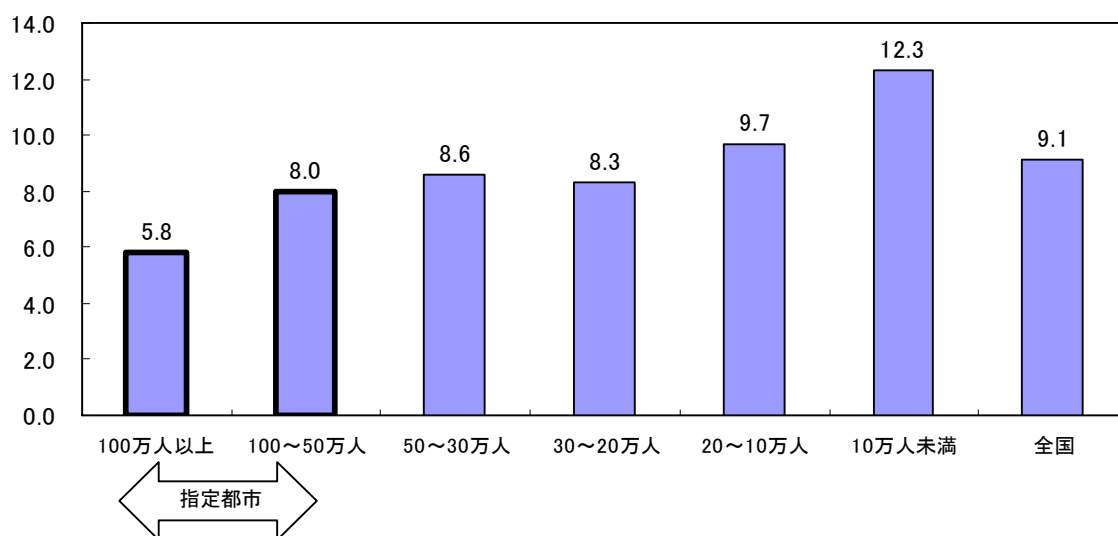
また、借地公園に対する相続税の土地評価にかかる評価減等、税制上の優遇措置の拡充を図ること。

- (3) 緑の基本計画に位置付けられた都市の骨格を形成する緑地等が相続税対策のため物納された際には、自治体が公園・緑地として保全できるよう、無償貸付する等自治体への優遇措置を図ること。

社会資本整備重点計画における重点目標の達成状況

項 目	平成 17 年 度 末 実 績
○ 都市域における水と緑の公的空間確保量 【H19 までに約 1 割増 12 m ² /人 (H14)→13 m ² /人 (H19)】	約 7 % 増
○ 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが確保された大都市の割合【約 9% (H14)→約 25% (H19)】	約 13 %

一人当たりの都市公園等面積 (m²) H18.3.31現在
(緑の政策大綱による目標: 20m²)



港湾施設の整備促進について

1 新たな物流体系の実現に向けた港づくりの推進

国際・国内一体となったスピーディでシームレスな（継ぎ目のない）物流体系を実現するため、高規格コンテナターミナル等の整備とあわせロジスティクスセンターの形成を促進するとともに、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備やグリーン物流の促進により、地球環境への負荷のより少ない海上輸送へのモーダルシフトを一層推進すること。

2 既存施設の適切な維持管理の推進

各港湾の実情に応じて効率的・重点的に港湾施設整備を推進するとともに、維持管理計画に基づく港湾施設の適切な維持管理を図るための所要の財政措置を講ずること。

3 個性あるみなとまちづくりの推進

わが国の美しい地域景観資源である「みなと」を生かし、観光等による地域社会の活性化を促進するため、「個性あるみなとまちづくり」や「みなと振興」を推進する地域の主体的な取組みに対して、「みなと振興交付金」の拡充やNPO等の活動への財政支援制度の創設など、支援措置の充実を図ること。

4 災害に強く保安対策に優れた港づくりの推進

災害に強い港づくりを図るため、港湾施設の耐震強化や港湾海岸における津波・高潮対策施設の整備・補修を推進するとともに、港湾施設の保安対策を円滑に推進するため、警備や保安対策施設の維持管理費に対する所要の財政措置を講ずること。

《用語説明》

ロジスティクスセンター

国際コンテナターミナルと一体となって機能する高度な物流拠点。

複合一貫輸送

封印された特定の貨物が、単一の運送人の一元的な責任管理のもとに、種類の異なる2つ以上の輸送手段により、輸送の中継地で開封されることなく相次いで運送されること。

内貿ターミナル

国内地域間の輸送貨物を扱うふ頭。

グリーン物流

物流分野における環境負荷低減活動であり、輸送効率の改善によりCO₂排出量を削減しようとする取組み。

モーダルシフト

トラックによる貨物輸送から船又は鉄道等に輸送方式を転換すること。

住宅対策の充実について

1 住まいの耐震性に関する信頼の回復

いわゆる耐震偽装問題の発生を契機として建築確認検査に係る制度の改正が図られたが、引き続き、当該措置の効果や問題点を実態に即して適切に把握するとともに、さらなる制度改正等の必要性についても検証していくこと。その際には、国、地方公共団体、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にすることに特に留意すること。

また、既存建築物については、耐震診断の推進と強度不足建物への速やかな対策が、今後、より一層求められることから、これらの取組みが真に実効あるものとして進められるよう、制度と財政の両面から必要な措置の充実強化を図ること。

2 住宅セーフティネットの機能向上

公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅については、少子高齢化の進展や家族形態の変化、社会的弱者の多様化などにより、その役割が一層重要となっている。

については、引き続き各市が計画的な整備・改善、適切な維持保全を進められるよう、また、住宅困窮

者への確に住宅の提供を行うために管理の一層の適正化を図れるよう、必要な措置を講ずること。

特に、耐震性の確保、既存ストックの活用、民間活力の導入、福祉施策との連携、団地コミュニティの活性化などの視点からの取組みを推進していくため、今後とも関連制度等の充実強化を図ること。

3 安全・安心で美しい住宅市街地への再編

良質な住宅供給や老朽住宅の建替え・耐震化、住環境の向上、さらには、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進し、既成市街地を安全・安心で美しい市街地へと再編していくため、住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業をはじめとする各種事業の推進に必要な措置を講ずること。

また、今後は既存マンションの適切な維持管理や円滑な修繕・建替えを図ることが一層重要となることを踏まえ、管理組合への適切な支援やマンション建替え円滑化法の効果的な運用等が図られるよう、関連制度等の充実強化を図ること。

上水道事業の促進について

1 健全財政の確保に対する財政措置の拡充

水道事業経営基盤の安定を図るため、水源開発、高度浄水施設等整備事業、及び老朽化した基幹水道施設の再構築事業等、水道整備事業の推進にあたって、健全財政の確保に資する所要の財政措置を講ずること。

2 災害対策の推進に対する財政措置の強化

- (1) 水道施設のライフライン機能を強化するため、管路の耐震化や配水池容量の増大をはじめとする緊急時給水拠点確保等のための事業、並びに貯水施設、浄・配水施設の耐震性を強化するための事業の推進に資する所要の財政措置を講ずること。
- (2) 水道施設の安全強化のための施設整備事業、並びに平成11年度限りとなっていた水道施設緊急支援事業については、その必要性の高さにかんがみ、事業の実施のために必要な財政措置を講ずること。
- (3) 上水道安全対策事業にかかる一般会計出資制度について、施策実施期間の延長や管路の耐震性強

化事業に対する出資制度の復活など、より一層の制度拡充と必要な財政措置を講ずること。

(4) 災害時における迅速な復旧を図るため、水道施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第3条に規定する災害復旧事業の対象施設とすること。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」
第3条の規定による災害復旧事業

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定を適用する災害復旧事業)

対象施設（現行）	災害復旧事業	対象施設（提案改正案）
1 河川 2 海岸 3 砂防設備 4 林地荒廃防止設備 5 地すべり防止施設 6 急傾斜地崩壊防止施設 7 道路 8 港湾 9 漁港 10 下水道 11 公園	→	1 河川 2 海岸 3 砂防設備 4 林地荒廃防止設備 5 地すべり防止施設 6 急傾斜地崩壊防止施設 7 道路 8 港湾 9 漁港 10 下水道 11 公園 12 上水道